

多賀町ホームページ広告掲載取扱要綱

多賀町ホームページ広告掲載取扱要綱（平成24年多賀町要綱第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上および地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を多賀町がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）へ掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、広告とは、広告掲載を希望する者が指定するウェブサイトへリンクする機能を持たせるためのものをいう。

（広告の種類および範囲）

第3条 ホームページに掲載できる広告およびリンク先のウェブサイトは、町の広報媒体としての品位、公共性および公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例または規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの、宗教性のあるもの、意見広告、個人的宣伝、社会問題についての主義主張その他これに類するもの
- (4) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示または不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (7) 前各号に掲げるもののほかホームページに掲載する広告として町長が適当でないことを認めるもの

（広告の規格および掲載位置）

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル
- (2) 横140ピクセル
- (3) GIFファイル
- (4) 4キロバイト以内

2 広告の掲載位置は、町長が決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、掲載を希望する日から最大12月とする。

2 この要綱において、1月とは、民法（明治29年法律第89号）第143条第2項の規定による。

3 広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日または12月29日から翌年1月3日までの場合は、町長が別に定める。

4 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24で除して得た日数（端数切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 ホームページへの広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、多賀町ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に誓約書（別記様式第2号）および掲載を希望する広告の画像を添えて、掲載開始を希望する日の20日前までに町長に提出しなければならない。

2 申込者は、1月につき1枠に限り申し込むことができる。

(掲載決定)

第7条 町長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは、速やかに広告の画像およびリンク先のウェブサイトを審査し、掲載の可否を決定の上、多賀町ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

(広告画像の作成および提出)

第8条 前条の決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告の画像を町長が指定する方法により広告主の負担で作成し、町長が指定する期日までにデジタルデータで提出しなければならない。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負わなければならない。

(広告画像の変更申込)

第10条 広告主は、第8条に規定する画像を変更しようとするときは、変更を希望する日から起算して20日前までに多賀町ホームページ広告掲載変更申込書（別記様式第4号。以下「変更申込書」という。）に変更を希望する広告画像を添えて町長に提出しなければならない。

ならない。

(広告画像の変更決定)

第11条 町長は、前条の変更申込書を受け付けたときは、速やかに広告の画像を審査し、掲載の可否を決定の上、多賀町ホームページ広告変更決定通知書(別記様式第5号。以下「変更決定通知書」という。)により申込者に通知するものとする。

2 前項の変更決定通知書を受けた者は、広告の画像を町長が指定する方法により広告主の負担で作成し、町長が指定する期日までにデジタルデータで提出しなければならない。

(掲載料金)

第12条 広告の掲載料金は、1月あたり5,000円とする。この場合において、広告掲載期間のうち1月に満たない期間がある場合においては、その期間の日割り計算はしないものとする。

(掲載料金の納入)

第13条 広告主は、町長の指定する期日までに掲載料金を納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(掲載決定の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに掲載料金を納入しなかったとき。
- (2) 広告主が、指定する期日までに画像を提出しなかったとき。
- (3) リンク先のウェブサイトの内容が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) ホームページの都合により広告の掲載ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町の都合により広告の掲載ができなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により掲載決定を取り消したときは、多賀町ホームページ広告掲載決定取消通知書(別記様式第6号)により、広告主に通知するものとする。

3 町長は、広告主が第1項の規定による広告掲載の取消しを受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(掲載料金の返還)

第15条 掲載料金は、返還しない。ただし、前条第1項第4号および第5号に該当する場合は、この限りでない。

2 広告主は、前項ただし書に該当するときは、多賀町ホームページ広告掲載料金返還請求

書（別記様式第7号）により、掲載料金の返還を遅滞なく請求しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に受けた申込みについては、この要綱による改正後の多賀町ホームページ広告掲載取扱要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。